

## 第三者認証GAP等取得促進事業実施要領の別に定める基準

令和8年4月16日

農 林 水 産 部

本事業は、農業者と農業団体による第三者認証GAP等の取組拡大による福島県産農林産物の信頼向上を図るため、その費用を助成するものである。

第三者認証GAP等への取組を加速度的に進めるためには、農業者と農業団体の効率的な取組を支援することが重要である。

については、本事業を効率的かつ効果的に執行する観点から、下記のとおり一定の基準を定める。

### 第1 事業実施主体の要件

#### 1 第三者認証GAP取得・継続支援及び県GAP取得・継続支援

##### (1) 農業者

- ア 市町村から農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者、または市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者であること
- イ 本事業の説明を聞いた者であること
- ウ 事業実施年度内に第三者認証GAPまたは県GAPを取得すること
- エ 県産農産物に対する消費者等の信頼確保を目的として、県HP等で行う情報発信に協力できること
- オ 代表者及び組織、運営に関する規約等、事務及び会計処理を行う体制が整備されていること
- カ 上記ア、イのいずれか及びウ～オの要件を満たすこと

##### (2) 農業法人

- ア 農事組合法人又は農事組合法人以外の農地所有適格法人であること
- イ 農事組合法人又は農事組合法人以外の農地所有適格法人のいずれでもない農業法人は、農業経営改善計画の認定や税務申告等により農業経営の実態や計画が確認できる法人であること
- ウ 事業実施年度内に第三者認証GAPまたは県GAPを取得すること
- エ 県産農産物に対する消費者等の信頼確保を目的として、県HP等で行う情報発信に協力できること
- オ 代表者及び組織、運営に関する規約等、事務及び会計処理を行う体制が整備されていること
- カ 上記ア、イのいずれか及びウ～オの要件を満たすこと

##### (3) 団体（農業団体、出荷団体等）

- ア 代表者及び組織、運営に関する規約等、事務及び会計処理を行う体制が整備され、県内の複数農業者が加入している団体であること
- イ 団体の事務局が農業者に対する指導・助言を行い得るものであること
- ウ 団体認証での取得または団体に所属する個人の農場で、事業実施年度内に第三者認証GAPまたは県GAPを取得すること
- エ 県産農産物に対する消費者等の信頼確保を目的として、県HP等で行う情報発信に協力できること

#### 2 団体認証取得産地への実施支援

- (1) 団体は県域をカバーする団体であること、または共通する栽培暦の使用など産地形成を担う団体であること
- (2) 団体傘下の農業者又は事務局に指導・助言を行える体制が整っていること